

岡山市老人クラブ事業助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の老後の生活を健全で豊かなものとし、高齢者の福祉の増進に資するため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老人クラブ 次に掲げる要件を満たす団体であつて、市長に老人クラブ設立届(様式第1号)を提出し、承認を受けているものをいう。

ア 市内の高齢者が会員として自由に加入できる団体であること。

イ 政治上又は宗教上の組織に属していない団体であること。

ウ 会員の年齢が、おおむね60歳以上の者で構成されていること。

エ 活動が円滑に行われる程度の同一地域内に居住する者で構成されていること。

オ 会員数が30人以上であること。ただし、やむを得ない理由がある場合は、25人以上であること。

カ おおむね6割以上の会員が参加できる活動を毎月1回以上行うこと。

(2) 会員数 当該年度4月1日に老人クラブに加入している人数をいう。ただし、年度途中で老人クラブを設立した場合は、市長に老人クラブ設立届を提出した日に加入している人数とする。

(3) 一般老人クラブ 会員数が30人以上の老人クラブをいう。

(4) 小規模老人クラブ 会員数が30人未満の老人クラブをいう。

(5) 老人クラブ連合会 老人クラブを会員として組織された市全域を活動の対象とする団体であつて、市長が特に設立を承認しているものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容については当該各号に定めるところによる。

(1) 老人クラブ事業 老人クラブが行う会員の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流に関する事業をいう。

(2) 連合会事業 老人クラブ連合会が行う老人クラブの指導育成及び連絡調整並びに高齢者福祉の向上に関する事業をいう。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、本市内の老人クラブ及び老人クラブ連合会とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付

決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないものは補助事業者としない。

- 3 1 既存クラブが2以上のクラブに分割した場合、分割により新たに設立されたクラブは補助事業者としない。ただし、新たに設立されたクラブの会員（すでに老人クラブの会員である者を除く。）の過半数が新たにクラブに加入した場合は、この限りでない。

（補助金の交付の制限）

第5条 補助金の交付回数は、同一の補助事業者について、年1回とする。

- 2 他の補助制度の対象となっている経費については、補助金の対象としない。

（補助対象経費）

第6条 老人クラブ事業及び連合会事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものに限る。ただし、活動に関係のないものや本人負担とすることが適当なものは除く。

- (1) 社会奉仕活動に係る経費
- (2) 老人教養講座に係る経費
- (3) 健康の増進に係る経費

（補助金額）

第7条 老人クラブに対する補助金額は、前条に定める補助対象経費の額で次の表に定める額を上限とする。ただし、活動月数（年度途中で設立する場合は設立日の属する月から起算して年度末までの月数を、年度途中で廃止する場合は年度始めから廃止日の属する月までを算入した月数をいう。）により、月割りで計算を行うものとする。

老人クラブ区分	会員数	補助金額
一般老人クラブ	100人以上	54,800円
	70人～99人	47,700円
	50人～69人	43,300円
	30人～49人	40,200円
小規模老人クラブ	—	21,200円

備考 年度中途において、会員数の増減によりこの表における老人クラブの区分が変わっても、当該年度における補助金額の変更は行わない。

- 2 小規模老人クラブについて、設立後翌年度以降に会員が30人以上確保できた場合は、一般老人クラブ補助金額とする。
- 3 老人クラブ連合会に対する補助金額は、1年度につき次の計算式により算出した額とする。ただし、年度中途の加入・脱会等によって老人クラブ数又は老人クラブの会員数（年度途中で脱会する場合を除く。）に異動があったときは、異動のあった日の属する月から変更後の状態で計算を行う。

194,000円 + (480円 × 活動月数 × 会員となっている一般老人クラブの数) + (240円 × 活動月数 × 会員となっている小規模老人クラブの数) + (72円 × 会員となっている老人クラブの会員数) +
1,650,000円

- 4 前3項によって得られた額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 老人クラブにおいては、規則第5条第1項の補助金等交付申請は、老人クラブ事業補助金交付申請書(様式第4号)により行わなければならない。

- 2 規則第5条第2項の規定に基づき同条第1項第3号の書類の添付は要しないものとする。
- 3 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年12月31日とする。

(解散及び変更の届出)

第9条 補助事業者は、老人クラブ設立届に記載した事項の内、所在等の重要な事項に変更があった場合には、遅滞なく老人クラブ変更届(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、解散する場合には、遅滞なく老人クラブ解散届(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第10条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業着手届・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第11条 老人クラブにおいては、規則第16条の実績報告は、老人クラブ事業実績報告書(様式第5号)により行わなければならない。

(補助金の交付時期)

第12条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部を交付できる場合は、市の補助金が補助事業に係る対象経費の100分の30以上の割合を占める場合とする。

- 2 補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付した場合、当該補助事業等が完了したときは、精算するものとする。
- 3 老人クラブにおいては、規則第19条第2項の補助金等交付請求は、老人クラブ事業補助金交付請求書(様式第6号)により行わなければならない。

(実地調査)

第13条 市長は、老人クラブの事業実態を把握し、この要綱に基づき申請された事業計画の適正な実行を促すために、老人クラブの活動を実地調査することができる。

(実地調査の方法)

第14条 実地調査の方法は、補助対象経費及び補助対象活動に関する書類、物品等の確認を行うとともに、補助対象活動の調査を行う。

(指導)

第15条 市長は、実地調査の結果、改善の必要があると認められる事項については老人クラブに対して是正を行う。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前において、廃止した岡山市老人クラブ事業助成要綱（平成16年市告示第903号）第2条第2項第1号及び第2号並びに附則第2項及び第6項の規定により老人クラブと認められているものは、第2条に規定する老人クラブとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

岡 山 市 長 様

会 長 住 所 岡山市

氏 名 _____

（署名（代表者署名）又は記名押印（代表者印押印））

老人クラブ設立届

次のとおり老人クラブを設立したので届け出ます。

1 設立年月日 _____年 月 日

2 クラブ名 _____

3 内 容 別紙老人クラブ台帳のとおり

4 添付書類

（1）規 約

（2）会員名簿

老人クラブ台帳

クラブ名	設立年月日 年 月 日
フリガナ	
会長名	
住所 〒	TEL
会 員 _____歳以上 _____地区居住者	役員会回数 月に 回
	総会回数 年に 回
	会 員 数 男 人 女 人 合計 人
会 費 1人年 円	
(*規約に定める人数の副会長をすべて記入して下さい。)	
副会長 氏名	住所 TEL
事業内容	目 的
	事 業 (具体的に)
摘要	設立理由

老人クラブ変更届

年 月 日

岡 山 市 長 様

小学校区名_____クラブ名_____

代表者名 住 所 岡山市_____

(新会長名)

氏 名_____

(署名（代表者署名）又は記名押印（代表者印押印）)

次のとおり老人クラブの届出事項を変更したので届け出ます。

変更事項	・会長（小学校区・単位クラブ）・事務所所在地（会長宅）・クラブ名・その他		
変更項目	変更前	会長名	
		住 所 岡山市	TEL
		クラブ名	
		その他	
	変更後	会長名	
		住 所 岡山市	TEL
		クラブ名	
		その他	
変更年月日	年 月 日	変更理由	
備 考			

岡 山 市 長 様

会 長 住 所 岡山市 区 _____

氏 名 _____

（署名（代表者署名）又は記名押印（代表者印押印））

老人クラブ解散届

次のとおり老人クラブを解散したので届け出ます。

1 解散年月日 年 月 日

2 クラブ名

3 解散理由

老人クラブ事業補助金交付申請書

年 月 日

岡山市長様

小学校区 _____ 小学校

住所 岡山市 _____ 区

クラブ名 _____

会長氏名 _____

(署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印))

岡山市老人クラブ事業助成要綱第8条第1項の規定により、次の通り申請します。
申請に当たっては、岡山市補助金等交付規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

補助年度	年度	補助金の名称	老人クラブ補助金
補助事業の目的及び内容			
補助事業の効果			
※補助事業の経費所要額			
交付金額			
補助事業の着手年月日及び完了年月日(予定)		着手 完了	年 月 日 年 月 日
添付書類		1. 事業計画書 2. 収支予算書 3. 委任状 4. 会員名簿	
※担当課所見			

注 ※印の欄は記入しないこと

年度 老人クラブ事業実績報告書

年 月 日

岡 山 市 長 様

小学校区 _____

クラブ名 _____

会長氏名 _____

（署名（代表者署名）又は記名押印（代表者印押印））

年度 老人クラブ事業実績報告について、下記のとおり報告いたします。

活 動 項 目 (合計回数、人数)	活 動 内 容 ※ 該当の項目を○で囲み、 ()内に実施回数及び参加人数を記入してください	
社会奉仕活動 計 (_____ 回実施) (_____ 人参加)	1. 慰 問 ()回実施()人参加	2. 友愛訪問 ()回実施()人参加
	3. 三世代交流 ()回実施()人参加	4. 地域清掃 ()回実施()人参加
	5. 安全パトロール ()回実施()人参加	6. 子育て支援 ()回実施()人参加
	7. そ の 他 ()	
老人教養講座 計 (_____ 回実施) (_____ 人参加)	1. 講 演 会 ()回実施()人参加	2. 交通安全教室 ()回実施()人参加
	3. 生活安全教室 ()回実施()人参加	4. 民謡教室 ()回実施()人参加
	5. そ の 他 ()	
健康の増進 計 (_____ 回実施) (_____ 人参加)	1. 講 演 会 ()回実施()人参加	2. 歩 く 会 ()回実施()人参加
	3. 体 操 ()回実施()人参加	4. グラウンド・ゴルフ ()回実施()人参加
	5. ゲートボール ()回実施()人参加	6. ペタンク ()回実施()人参加
	7. そ の 他 ()	
そ の 他 計 (_____ 回実施) (_____ 人参加)	1. 総 会 ()回実施()人参加	2. 役 員 会 ()回実施()人参加
	3. 親睦旅行 ()回実施()人参加	
	4. そ の 他 ()	

※ 添付書類：老人クラブ収支決算書

年度 老人クラブ収支決算書

クラブ名 _____

収入の部

(単位:円)

内 訳	収 入 金 額	備 考
会 費		年 _____ 円 × _____ 人
補 助 金		老人クラブ補助金
そ の 他		前年度繰越金・町内会等助成金・預金利子等
収 入 合 計		

支出の部

(単位:円)

	内 訳	支 出 金 額	備 考
補助対象経費	社会奉仕活動		報償費・需用費・役務費・使用料及び賃借料
	老人教養講座		報償費・需用費・役務費・使用料及び賃借料
	健康の増進		報償費・需用費・役務費・使用料及び賃借料
	小 計		
	そ の 他 (補助対象外経費)		
	支 出 合 計		

収入合計 _____ 円 — 支出合計 _____ 円

= 差引剰余額 (次年度繰越金) _____ 円

老人クラブ事業補助金交付請求書

年 月 日

岡 山 市 長 様

補助事業者
住所又は所在地

氏名又は団体
及び代表者氏名
(署名(代表者署名)又は記名押印(代表者印押印))

岡山市老人クラブ事業助成要綱第12条第3項の規定により、次のとおり請求します。

指 令 年	年 月 日	指 令 番 号	
補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	老 人 ク ラ ブ 補 助 金
補 助 事 業 の 名 称	老 人 ク ラ ブ 育 成 事 業		
補助金の 交付決定通知額 交付確定額			円 円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付.....円 年 月 日交付.....円 年 月 日交付.....円 計円		
今 回 交 付 請 求 額	円		
未 交 付 額	円		
添 付 書 類	1 補助金等交付決定通知書又は補助金等確定通知書の写し 2		